

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 5 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入

7:指定管理者記入

8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	合同会社ジビエの郷おおさき
施設所管課	産業経済部 農村環境整備課

1. 施設名

施設名	大崎市ジビエ食肉処理加工等施設	施設の住所	大崎市岩出山字上真山日向要害2番地
		電話番号	0229-87-8263

2. 施設の概要

設置年月日	令和4年9月16日	設置条例等	大崎市ジビエ食肉処理加工等施設条例 大崎市ジビエ食肉処理加工等施設条例施行規則
設置目的	農作物等に被害を及ぼすイノシシ、ニホンジカ等について、食肉加工及び減容化処理を通じて、貴重な地域資源として食肉利用し、及び特産品とすることにより、産業の創出及び地域の活性化を図る。		
施設の内容	ジビエ食肉処理加工施設及び有害鳥獣減容化施設		
利用料金	なし（食肉処理加工施設で解体した枝肉の販売を収入とする）		
閉館日、開館時間	毎週日曜日、水曜日、12月29日から翌年の1月3日まで 午前9時～午後5時（午前8時30分から午後5時15分まで）		

3. これまでの管理運営状況

期	間	管	理	形	態	管理受託者又は指定管理者等
平成	年度～平成	年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他			
平成	年度～平成	年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他			
令和	5年度～		1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他			合同会社ジビエの郷おおさき

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 5年 8月 1日	～	令和 9年 3月 31日	(4年 8ヶ月)
選定方法	1	1.公募 (応募者数: 1 団体)	2.非公募	

5. 指定管理料

令和 5 年度(ア)	令和 4 年度(イ)	(ア) - (イ)
8,925 千円	千円	8,925 千円

※(ア)は当該年度、(イ)は前年度とし、それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務): 【ジビエ食肉処理加工施設】 1 有害鳥獣の個体の受入れ及び解体処理 2 放射性物質検査に係る試料採取 3 豚熱検査に係る試料採取 4 食肉処理加工施設で解体した枝肉の精肉加工処理及び販売 5 加工施設の管理に関する事 6 搬入の許可等に関する事 7 国産ジビエ認証取得に関する事 8 出荷製品のトレーサビリティに関する事 9 個体の受入から出荷までの全工程の衛生管理に関する事 【有害鳥獣減容化施設】 1 市内で捕獲された有害鳥獣の受入及び減容化処理 2 減容化施設の管理に関する事
自主事業:

7. 利用実績等

(1)利用者数(受入個体数)

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
平成 4 年度													0
食肉 令和 5 年度					-	-	-	-	-	6	9	3	18
減容 令和 5 年度					-	-	-	4	4	11	11	4	34

※18頭のうち豚熱5頭

主な増減要因	<p>【原力対外特別措置法における野生鳥獣肉の出荷制限解除指示及び野性イノシシ豚熱検査陽性に伴うイノシシ受入時期の変更による】</p> <p>令和5年8月から施設の管理が始まったが、原子力対外特別措置法における野生鳥獣肉の出荷制限一部解除指示が令和5年10月16日となったこと、9月から10月にかけて市内で捕獲された野生イノシシの豚熱検査において、陽性が連続して確認されたことから、大崎市、農林水産省消費・安全局動物衛生課及び宮城県家畜防疫対策室と衛生管理マニュアルの更なる調整が必要となり、令和5年12月の確定を経て、令和6年1月から捕獲個体にかかる施設受入を開始した。</p> <p>なお、受入開始前まで、イノシシの搬入から解体、加工処理の効率化と良質な肉の提供に向け、石川県で実際に稼働するジビエ施設でのイノシシ解体の実践研修や、施設備品の取り扱い、捕獲場所や捕獲個体等搬入時に想定される様々な状況を加味した、受入シミュレーションモデルの構築、食品衛生法に基づく食肉処理業許可申請など、販売開始に向けた稼働準備を進めた。</p>
--------	---

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し、自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
平成 4 年度													0
令和 5 年度					-	-	-	-	-	-	-		0

主な増減要因	<p>令和6年1月から捕獲個体にかかる施設受入を開始し、精肉販売としては、関係機関、および地元地域へのPRとして行ったが、市場への流通は、ゴールデンウィーク初日の令和6年4月27日から、市内3箇所の道の駅における販売を皮切りに販売を計画しており、本年度については、販売できる量を確保しているところである。</p> <p>令和5年度販売先 「大崎ジビエ(OSAKI GIBIER)関係者試食会(令和6年2月21日)」 「岩出山まちづくり協議会研修会(令和6年3月2日)」</p>
--------	--

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し、自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み

○ジビエハンターとの連携構築

個体の確保については、ハンターにいかに関所に持ち込んでもらうかが重要なため、ハンターが施設に搬入する際の手伝いや積極的なコミュニケーション、丁寧な説明を行うことで、良好な関係性を構築し、個体の確保拡大に繋がりました。

○豚熱対応

大崎市は豚熱感染確認区域となっているため、衛生管理マニュアルに沿って、ハンター等の行き来や個体の処理加工時等における消毒作業等の衛生管理を徹底して行いました。また、豚熱陽性が確認された場合、施設の消毒が終わるまで個体の受入は停止となってしまったため、関係機関との連携体制を構築し、迅速に消毒作業を行うことで、その都度早期の受入再開に繋げることができました。

○「大崎ジビエ」ブランド確立に向けた取組み

「大崎ジビエ」ブランドを確立するため、先進地の視察や研修等へ積極的に参加し、販売に向けた体制の構築や処理加工技術の向上に努めました。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

ハンターからは、ジビエ用として個体を施設に搬入するのが面倒なイメージがあるとの声をいただいたため、書類の書き方や内容についてわかりやすく説明するとともに、施設に個体を搬入するメリット等についてその都度丁寧に説明してご理解いただいたことで、個体の確保拡大につなげることができました。

また、いつ施設に持ち込んでいいかわからないというような声もあったため、ハンターとの連絡網を構築するとともに、事前に連絡をいただくことで必要な準備を済ませ、迅速な受入対応ができるような取組みを行いました。

(5)施設の管理運営における課題

生産体制のおおよその目途は立ちましたが、2月から3月にかけて受入れ頭数が0頭という時期もあり、今後の取組みとしてはやはり猪の受入れの強化が課題となります。ハンターからは、真山までもっていくのが面倒だというお話を何回か耳にしておりましたので、今後は保冷車を導入して現地まで引き取りに行く取組み等を試験的に開始し、受入れ頭数の確保に努めたいと考えております。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務

※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	◎	○
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	◎	○
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	◎	○
(5) 清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	◎	○
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	◎	○

2 利用者に関する業務

(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	△	△
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	○	○
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	○	○

3 事業の実施

(1) 指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	○	△
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	－

4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	◎	○
-------------	-------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	△	△
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	◎	○
(3) 経理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	◎	○

評価	評価の考え方
◎ (優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○ (良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△ (課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
× (改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

9. 施設所管課の総合評価

本施設は令和5年8月から指定管理を開始したが、放射能の一部制限解除及び豚熱の感染拡大による、施設稼働のための衛生管理マニュアルの整備に時間を要したため、実際の施設の稼働開始が令和6年1月に、これに伴い販売開始も令和6年度にずれ込むなど、当初計画より大幅に事業開始が遅れてしまった経緯がある。これについては、自然環境によるもの、また、対応について国・県・市町村等とのやり取り・許可等が必要であったことなどを踏まえると、いたしかたのない部分もあると考える。このようななか、5年度事業として、ジビエハンターとのやり取りを通じた関係の構築や、各種研修等へ参加して処理加工技術の向上を図る等、今後の本格稼働に向けた基盤を確立したことは評価できる。ただし、個体の受け入れについては、稼働を行った3か月間における個体の受入頭数は、目標に遠く及ばない数値となっている。稼働開始から間もないこともあったが、個体の確保は今後の施設運営において最重要課題となるため、まずは個体の確保に向け、保冷車での個体の引き取り等、今後の受け入れ拡大に向けた各種取組みを期待する。また、6年度からは販売を開始する予定だが、出荷体制の整備や、道の駅等販売箇所との販売体制の構築について取組みを強化していく必要がある。販売開始後は、個体の確保ができ次第、加工品の商品開発や販路拡大を行いながら、将来的なジビエの郷づくりに向けた地域住民との連携にも期待したい。